

社会福祉法人青梅市社会福祉事業団の役員および評議員等の費用弁償に関する規程

平成5年4月1日
規程第5号

改正	平成9年4月1日	平成17年4月1日
	平成16年4月1日	平成29年2月24日

(目的)

第1条 この規程は、役員および評議員等の費用弁償に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員および評議員等の費用弁償額は、別表第1のとおりとする。ただし、青梅市常勤特別職および青梅市職員の身分を有する者は除く。

(適用除外)

第3条 事業団から給与の支給を受けている者に対しては、この規程による費用弁償は支給しない。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	費用弁償額
役 員	日額 2, 000円
評 議 員	日額 2, 000円
評議員選任・解任委員	日額 2, 000円
第三者委員	日額 2, 000円